

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「メディアの革新を通じて情報革命を実現し、社会に貢献する」を経営理念とし、IT(情報技術)を中心としたニュースや解説などの専門性・信頼性の高い情報をインターネット経由で提供するとともに、社会的基盤としての情報コミュニティを提供し、人々の知恵と知識の向上に貢献することを経営の基本方針としております。この理念のもと、当社グループが継続的に成長していくことが株主をはじめとするステークホルダーの方々への貢献と考えております。

そのためには、効果的なコーポレート・ガバナンス体制を構築し、維持・向上させることが重要な経営課題の一つであると認識し、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果敢な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【基本方針】

当社は、株主の権利を尊重し株主が適切に権利の行使ができる環境の整備と株主の平等性を確保するための適切な対応を行います。

当社は、社会的責任の重要性を認識し、株主以外のステークホルダーとの適切な協働に向けた取組みを行います。

当社は、財務情報や非財務情報について法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組ま

す。当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた役割・責務を適切に果たします。

当社は、株主との建設的な対話に努め、株主・投資家等からの信頼と評価を得ることを目指します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

(補充原則1-2-4 議決権の電子行使等)

機関投資家や海外投資家の株式保有比率等を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳については、現時点では導入していません。今後の動向、株主構成に応じ、検討を進めてまいります。

(補充原則4-1-2 中期経営計画達成に対する取締役会のコミットメント)

当社は中期経営計画を公表していませんが、当社取締役会にて、中期的な業績目標を定め、進捗状況の確認、分析を行い、適宜、見直しを行っております。

(補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換体制)

当社の独立社外取締役は、それぞれの専門的な見地から、取締役会において積極的に意見を述べるとともに、必要に応じて他の取締役と情報交換・認識共有を図り、その責務を十分果たしていると考えております。そのため、独立社外取締役のみを構成員とする会合は開催していません。ただし、独立社外取締役からそのような要請があった場合には対応してまいります。

(原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

当社は中期経営計画や収益力・資本効率等に関する具体的な目標を公表していませんが、当社取締役会にて、中期的な業績目標を定め、進捗状況の確認、分析を行い、適宜、見直しを行っております。

また、中長期的な成長を実現するための経営戦略については、定時株主総会や決算説明において、代表取締役が説明を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

(原則1-4 政策保有株式)

当社は、政策保有株式を保有していません。今後、対象企業との事業上の連携等により、当社の企業価値の向上に資すると認められる場合に限り、政策保有株式の保有を検討いたします。その議決権行使につきましては、対象企業の企業価値向上に資すると認められるかどうかを基準に適切に判断してまいります。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

当社は、関連当事者との取引については、通常一般の取引条件により行うものとし、当該取引が当社や株主共同の利益を害するおそれがある場合は、取締役会において取引の承認や報告することとし、適切に監督を行っております。また、取締役による競業取引や利益相反取引についても、同様に取締役会における取引の承認および取引後の報告を行うこととしています。

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社には、企業年金基金制度はありません。社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しています。

(原則3-1 情報開示の充実)

当社は、下記(i)～(v)について、次のとおり情報提供を行っております。

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や経営戦略、経営計画について、当社ホームページ、決算説明資料等にて開示しております。

() 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する考え方と基本方針を、コーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書にて開示しております。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

コーポレートガバナンス報告書および有価証券報告書にて開示しております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、以下を基本方針として総合的に判断し、取締役会の決議により決定しております。

- (1)人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- (2)遵法精神に富んでいること
- (3)業務遂行上健康面で支障のないこと
- (4)経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察性に優れていること
- (5)当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- (6)反社会的勢力・反市場的勢力と関係がないこと
- (7)社外取締役にあっては、出身・専門の各分野における実績と見識を有していること

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明株主総会招集通知にて取締役の選任理由を開示しております。

(補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲)

取締役会は、月1回の定例取締役会および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項についての報告、決議及び業務執行の監督を行うこととしております。監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議へ出席し、経営全般に関して客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、取締役の業務執行を監査、監督いたします。また、当社は、経営の意思決定・監督と業務執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した経営方針に従い、担当業務の業務執行を行っております。それぞれの役割については、職務権限規程をはじめとした各規程により定めております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立判断基準及び資質)

当社では、独立社外取締役候補者については、会社法、役員規程および東京証券取引所が定める独立性基準を満たした上で、当社の経営に適切な助言および監督のできることを基準とし、取締役会で審議検討することで選定しております。

(補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方)

当社の取締役会の人数は、定款で15名以内、うち監査等委員である取締役は5名以内と定めております。経営・ビジネス、財務・会計、法務、労務等多様性のある知識と経験を持った人員で構成することとしております。選任に関する方針については、原則3-1()の記載のとおりであります。当社の業容等から判断し、現在の取締役会の人員規模や構成が適正と考えておりますが、今後も取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性および規模が最適となるよう努めてまいります。

(補充原則4-11-2 取締役の兼任の状況)

社外取締役の兼任状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書などにより毎年開示しております。また、兼職については合理的範囲に留まっており、取締役会への出席をはじめ、期待される役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力は十分に確保されているものと考えております。

(補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社では、毎年度、取締役会出席率や各取締役の発言状況等の分析、代表取締役によるヒアリング、自己評価を伴うアンケート調査等を通じて、取締役会の実効性を評価し、その改善を図っております。現状、高い出席率、適度な議題の設定、十分な議論の実施、各取締役からの活発な発言が行われており、十分な実効性が確保できていると評価しております。

(補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針)

当社は、当社の取締役が求められる役割と責務を果たすために必要となる能力の向上を図るため、当社が費用を負担する形で、適宜、研修・見学等のトレーニング機会の提供・斡旋を行っております。また、ソフトバンクグループ全体で定期的に役員研修が開催されており、当社取締役はそうした機会も生かしながら、必要な知識、あるいは時勢に応じた新しい知識の習得や研鑽に努めています。

(原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な企業価値向上に資するものとして、株主との建設的な対話に積極的に取り組み、経営へのフィードバックを図ってまいります。そのための体制として、財務企画部をIR担当部署、代表取締役社長および取締役管理本部長をIR担当取締役として連携して対応しております。第2四半期決算時と本決算時の年2回の決算説明会を開催しており、必要に応じて追加での開催も行っております。電話や面会による個別面談の申し入れについては、合理的な範囲で前向きに対応しております。なお、インサイダー情報の厳格な管理を行う目的から、決算発表前等の一定期間において俗にいうサイレント期間を設定し、ご面談等の対応を控えております。また、ご面談の際にいただきましたご意見や質疑応答につきましては、上記の担当取締役への報告はもとより、取締役会へフィードバックするなど経営の改善に役立ててまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

10%以上20%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
SBメディアホールディングス株式会社	10,457,400	52.47
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	1,171,900	5.88
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口9)	923,900	4.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	776,100	3.89
大槻 利樹	372,500	1.86
新野 淳一	367,500	1.84
MSCO CUSTOMER SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUF G証券株式会社)	352,812	1.77

BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	258,001	1.29
NOMURA PB NOMINEES LIMITED A/C CPB30072482276 (常任代理人 野村證券株式会社)	243,200	1.22
BBH FOR UMB BANK, NATIONAL ASSOCIATION-OBERWEIS INT OPP INSTITUTION FD (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	223,600	1.12

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	ソフトバンクグループ株式会社 (上場:東京) (コード) 9984

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、ソフトバンクグループ株式会社およびソフトバンクグループ各社(以下、SBGグループ)との取引を行っておりますが、その取引条件の決定は、少数株主の利益を不当に害することがないように、一般の取引価格と同様に公正な市場価格に基づき、適法かつ適正な手続きにより実施しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

ソフトバンクグループ株式会社は、当社議決権の52.47%を保有(間接保有)する実質的な親会社であります。

ソフトバンクグループ株式会社を最終的な親会社とするSBGグループ内には複数の上場子会社が存在しますが、「情報革命で人々を幸せに」という共通の経営理念の下、情報・テクノロジー領域において、さまざまな事業に取り組んでいます。SBGグループは、子会社の自立性を重んじ、その独立性を確保しながらも、シナジーを創出し、共に進化・成長を続けていくこと目指し、その結果として、グループの企業価値を最大化することを目指しています。

ソフトバンクグループ株式会社は、議決権の過半数を保有する大株主として当社株主総会決議事項に影響を及ぼす立場にありますが、当社では以下のとおり、ソフトバンクグループ株式会社(親会社)からの独立性を確保しております。

・ソフトバンクグループ株式会社(親会社)が定めた「ソフトバンクグループ憲章」において、SBGグループ全体の企業価値の最大化を鑑みながら、自主独立の精神のもと、それぞれが各自の企業目的の達成を目指すものとしており、当社はこの憲章に沿った事業活動を展開しております。
・当社グループの事業運営面における経営判断や資金調達等については、親会社からの承認事項・制約などはなく、当社独自の判断で行っております。

・当社グループでは、独自の事業計画のもとSBGグループとの取引を行っておりますが、その取引条件の決定は、市場価格を勘案し、SBGグループと関連を有しない企業と同等の取引条件を維持しております。また、これらの取引金額は、当社グループの連結売上収益や外部へ支払う費用の規模から比較して軽微な金額であります。

・当社グループでは、法令に定められた事項その他の重要な執行業務については、取締役会において、社外取締役の意見を踏まえながら、十分に議論を尽くした上で決定しております。また、SBGグループの出身である役員員の員数は、9名中2名であり、当社経営判断を妨げるものではなく、親会社からの独立性は確保されていると判断しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高橋 利忠	他の会社の出身者													
斉藤 太嘉志	他の会社の出身者													
佐川 明生	他の会社の出身者													
佐藤 広一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 利忠				長年にわたる金融機関での金融、財務および企業経営に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の経営上の重要事項につき、有効な助言をいただくことを期待するとともに、経営全般の監視を行い、監査の実効性を向上していただけるものと判断しており、また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないため、当社の独立役員として選任しております。

斉藤 太嘉志				株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)における豊富なビジネス経験を通じて幅広い見識を有しており、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任と判断しており、また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないため、当社の独立役員として選任しております。
佐川 明生				弁護士資格を有し、企業法務に精通しており、法務に関する相当程度の知見に基づき、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を監督していただけるものと判断しており、また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないため、当社の独立役員として選任しております。
佐藤 広一				社会保険労務士の資格を有し、人事、労務に関する高い見識に基づき、当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上を監督していただけるものと判断しており、また、一般株主との利益相反が生ずるような利害関係を一切有していないため、当社の独立役員として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査等を実施していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

なお、監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助するため、監査委員会事務局を設置し、監査の実効性の確保に努めることとしております。当該使用人は、監査等委員会の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員以外の取締役からの指揮命令、制約を受けないものとしております。

また、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査は、有限責任監査法人トーマツが実施しておりますが、会計監査人は、年間の監査計画、監査方針、監査の重点項目等について監査等委員に説明し、協議の上これを策定しております。監査等委員は、会計監査人が年間を通じて監査を実施する際、監査の進捗状況について報告を受け、監査実施状況を確認し、相互に意見交換を行っております。

また、監査等委員は、監査終了時において会計監査人から指摘事項や改善事項を含めた最終の監査結果の報告を受けております。

内部監査部門は、監査等委員と事前に協議を行い年間の内部監査計画や内部監査の重点項目を社長の承認を得て策定し、実施しております。また、内部監査報告については、社長への報告と同時に監査等委員にも行われており、内部監査の進捗状況について、監査等委員は常時これを確認しております。監査等委員が実施した監査調査をはじめとする監査内容については、適宜、内部監査部門にも報告がなされ、相互に補完し、かつ効率的な監査を実施しております。特に問題が発生した場合は、監査等委員と内部監査部門は協議し、必要な監査活動を実施するよう対処いたします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
--------	--------	---------	----------	----------	----------	--------	---------

指名委員会に相当する任意の委員会									
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役	

補足説明

当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるため、役員報酬委員会を設置しております。役員報酬委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の方針、制度、算定方法等について審議・決定を行っております。現在、役員報酬委員会は、代表取締役社長、非業務執行取締役（非常勤・無報酬）2名および社外取締役4名の7名で構成されており、代表取締役社長を委員長としております。

[役員報酬委員会の構成]

当社代表取締役社長 兼 CEO 大槻 利樹(委員長)

当社取締役 土橋 康成

当社取締役(監査等委員) 下山 達也

当社社外取締役(監査等委員) 高橋 利忠

当社社外取締役(監査等委員) 斉藤 太嘉志

当社社外取締役(監査等委員) 佐川 明生

当社社外取締役(監査等委員) 佐藤 広一

監査等委員である取締役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を担うことから、固定報酬とし、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役(監査等委員を除く)員数10名の報酬限度額は、2016年6月17日開催の第17回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議しております。

当事業年度における役員報酬委員会は3回開催し、当社グループの各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の過去実績、役割・職責等に関して審議のうえ、当事業年度の役員報酬額を決定し、取締役会へ報告いたしております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬である基本報酬で構成されております。

なお、2020年6月25日開催の第21回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」の導入が承認可決されました。また、本制度の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、上記の報酬限度額年額200百万円とは別枠として、153百万円以内と決議されました。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員全員を独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

2020年6月25日開催の第21回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」の導入が承認可決されました。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意識や士気を高めることなどを目的に業績連動型新株予約権を有償で発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年3月期に取締役に支払った報酬の総額は98,937千円(7名)になります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【基本方針】

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動型の株式報酬により構成し、監督機能を担う非業務執行取締役（社外取締役を含む）については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

(1) 基本報酬（固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。））

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて世間水準、当社業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(2) 株式報酬（非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。））

株式給付信託を活用し、中長期的な企業価値向上と連動させた株式報酬制度を採用しております。各事業年度の連結営業利益の前年増益額に応じて算出される総付与ポイントを中心に、職責に応じた役位別ウェイトに従い個人別ポイントを配分し、役員報酬委員会が最終決定する。累積ポイントは、退任時に、株式および一定割合の株式を換価して得られる金銭を給付するものとしております。

(3) 種類ごとの割合（金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針）

基本報酬は、代表取締役社長の報酬額を最上位とし、役位が下がるにつれて報酬額が逓減するものとし、株式報酬は、役位に応じて各事業年度の連結営業利益増益額に連動させるものとしております。そのため、業務執行取締役の各報酬の支給割合は、連結営業利益増益額に応じて変動することとなります。

(4) 決定の委任（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項）

当社取締役の報酬等の体系および水準、内容については、社外取締役を過半数とする役員報酬委員会が十分な審議を経た上で決定し、この決定方針にしたがって、取締役会が最終的に決定してしております。なお、監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員の協議により決定してしております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会事務局である管理本部及び内部監査室が中心となり、必要な情報の収集や資料の提供等のサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名、監査等委員である取締役5名の計9名で構成されております。また、監査等委員である取締役のうち4名は社外取締役であります。なお、取締役9名のうち、2名は当社事業におけるシナジー発揮のため、SBGグループから招聘したものであります。取締役会は月1回の定例取締役会、および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項についての報告、決議及び業務執行の監督を行うこととしております。なお、取締役会の開催および個々の役員の取締役会への出席状況に関しては、定時株主総会招集ご通知にて開示しております。

また、当社は、経営の意思決定・監督と業務執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した経営方針に従い、担当業務の業務執行を行っております。

(2) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役5名で構成され、うち4名が社外取締役であります。委員長は常勤の監査等委員が務め、監査等委員会は定期的に開催し、各監査等委員である取締役は各年度に策定する監査計画に従い、取締役会その他重要な会議への出席し、経営全般に関して客観的かつ公正な意見陳述を行うとともに、取締役の業務執行を監査、監督いたします。

さらに、監査等委員会は、内部監査担当部門及び会計監査人と情報交換等の連携により、監査機能の向上に努めることとしております。

(3) 経営会議

経営会議は、社長、執行役員及び部門責任者により構成されており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、予算進捗状況の確認、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等を行っており、毎週1回開催されております。なお、常勤の監査等委員である取締役がオブザーバーとして出席することとしております。

(4) 拡大経営会議

拡大経営会議は、社長、執行役員及び統括部長以上の幹部社員により構成されており、業務執行に関する重要事項の報告を行っており、月1回開催しております。

(5) 内部監査室

内部監査担当部門として内部監査室（室長1名）を設置し、内部監査を実施しております。内部監査は各年度に策定する年度計画に従い、各部門の業務監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導、改善状況の確認等を代表取締役社長直轄で行っております。監査等委員会及び会計監査人に対しては、業務監査結果等を報告することで監査等委員会及び会計監査人との連携を図っております。

(6) 会計監査人の状況

- a. 業務を執行した公認会計士の氏名
末村 あおぎ（有限責任監査法人トーマツ）
大橋 武尚（有限責任監査法人トーマツ）
- b. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 / その他 10名

(7) 報酬決定機能

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、役員報酬委員会が当社グループの各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の過去実績、役割・職責等に関して審議、決定し、取締役会へ報告しております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。役員報酬委員会については、経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営に係る事項【任意の委員会】をご覧ください。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役が取締役会の議決権を有し、また過半数の社外取締役で構成される独立性の高い監査等委員会が内部監査担当部門及び会計監査人と適切に連携して監査を行い、業務の適正性及び内部統制の実効性を確保することで、経営に対する監査・監督機能の更なる強化を図り、中長期的な企業価値の向上を実現するための機関設計として本体制を採用しております。

また、当社は、役員報酬に関する客観性、透明性を高めるため、役員報酬委員会を設置しております。役員報酬委員会は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の方針、制度、算定方法等について審議・決定を行っております。本報告書提出日現在、役員報酬委員会は、代表取締役社長および非業務執行取締役(非常勤・無報酬)2名および社外取締役4名全員の7名で構成されております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の利便性を考慮し、法定期日前に招集通知を発送しております。第21回定時株主総会招集通知は6月4日に発送し、株主総会日の21日前に発送いたしました。また、発送日前の5月27日に東証ウェブサイト及び当社ホームページ上に早期WEB開示を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として四半期の決算発表日のうち年2回、投資家及びアナリストの皆様向けの決算説明会を実施する予定です。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIRサイト(https://corp.itmedia.co.jp/ir/)上に、決算発表日に決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書・四半期報告書、会社説明会資料及び映像等、対外的に発表した資料を掲載していく予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRは財務企画部が担当しております。代表取締役社長及び情報取扱責任者と連携をとりながらIR活動を進めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「メディアの革新を通じて情報革命を実現し、社会に貢献する」の経営理念のもと、ソフトバンクグループが定める「ソフトバンクグループ憲章」等を遵守することで、顧客、株主、取引先、従業員等、すべてのステークホルダーとともに発展していくことを目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、金融商品取引法等に基づく法定開示制度や、東京証券取引所が定める適時開示規則に則って、適時適切な情報開示に努めております。法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えらると思われる重要な情報については、すべてのステークホルダーが平等に入手できるように、公平かつ迅速に開示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制

当社グループの取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「企業行動基準」を定め、その徹底を図るために、当社に「コンプライアンス組織・手続規程」に基づき、「チーフ・コンプライアンス・オフィサー（COO）」および「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施しております。

(2)内部通報制度

コンプライアンス上、疑義のある行為については、社内の通報窓口あるいは社外の弁護士、専門家を通じて、当社グループの取締役及び使用人が通報できる内部通報制度を制定しております。

内部通報制度を利用して通報が行われた場合、通報内容は通報窓口から監査等委員会に全て報告することとしております。

(3)内部監査室

内部監査室は、事業活動全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査を実施することにより、法令・定款・企業倫理及び社内規則等の遵守を確保しております。また、当社グループの内部監査部門の連携により、当社グループのコンプライアンス体制の維持、向上を図ることとしております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切、確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存管理しております。取締役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧に供することとしております。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの組織横断的なリスクについては、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築しております。また、リスクのうちコンプライアンスに関してはチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任するとともに、管理本部長を長とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報の保存及び管理に関する体制を整備しております。なお、当社グループの新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとしております。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下に定める方法により、当社グループの取締役の職務の執行の効率性を確保しております。

(1)当社グループの取締役及び使用人が共有する当社グループの目標を単年度、中期に定め、この浸透を図るとともに、目標を具体化するための業績目標及び予算を設定した経営計画を策定しております。

(2)各部門を担当する取締役は、各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定しております。

(3)月次業績はITシステムを積極的に駆使し迅速に管理会計データ化し、経営会議、担当取締役、取締役会に報告しております。

(4)取締役会は、毎月、計画の進捗状況を確認・分析し、目標未達の場合には、その要因を排除・低減する改善策を報告させております。

(5)上記(4)の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役は各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策及び権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を改善しております。

(6)反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁、報告制度によりグループ会社の経営管理を行っております。

取締役は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には直ちに、監査等委員会に報告するものとします。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとしております。当該使用人は、監査等委員会の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員以外の取締役からの指揮命令、制約を受けないものとしております。

なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保することとしております。

7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、業務又は業績に与える重要な事項について、監査等委員会に報告しております。監査等委員もしくは監査等委員会の指示を受けた監査等委員会の職務を補助する使用人は経営会議、内部監査報告会等の重要会議に出席し（欠席の場合は議事録の回付）、重要な稟議書、報告書の回付により報告を行うものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実、又は当社グループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく個別に報告することとしております。なお、前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、当社グループの取締役及び使用人に対し報告を求めています。

(2)当社グループは、上記(1)の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。

(3)監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門、SBGグループ各社の監査役または監査等委員と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保しております。また、監査等委員は代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

9. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対する体制

(1)内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示のもと財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行っております。なお、体制構築及び制度の運用に関してはプロジェクトチームを編成し、全社横断的な各部門の協力体制により行っております。

(2)取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を業務の適正を確保するために必要な事項として、「内部統制システムの整備の基本方針」において、「反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。」と明文化しております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンスマニュアル」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしております。

社内体制としましては、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署(管理本部)が、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを支援するとともに、警察庁・都道府県警察本部等との連携等を行うこととしております。反社会的勢力からの不当な要求に対しては、管理本部は、上記機関に相談し対応することとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を業務の適正を確保するために必要な事項として、「内部統制システムの整備の基本方針」において、「反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。」と明文化しております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンスマニュアル」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしております。

社内体制としましては、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署(管理本部)が、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを支援するとともに、警察庁・都道府県警察本部等との連携等を行うこととしております。反社会的勢力からの不当な要求に対しては、管理本部は、上記機関に相談し対応することとしております。

その他

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示体制の概要

(1) 適時開示体制の整備及び運用状況

a. 適時開示体制の整備に向けた取組み

当社では、株主及び投資家の皆様を含むすべてのステークホルダーとの継続的な信頼関係の構築を最重要事項と位置づけております。当社に係る重要情報(決算情報、決定事実、発生事実)の開示に関しましては、金融商品取引法、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下、適時開示規則という)」および社内規程である「内部情報管理規程」等を遵守し、適時、正確かつ公平な情報開示に努めております。

重要情報の開示に関する基本原則は下記のとおりです。

- ・タイムリー(適時)な情報開示
- ・法令順守及び適切な情報開示
- ・情報格差のない公平な情報開示
- ・自発的かつ積極的な情報開示
- ・継続的な情報開示

上記を実現するため、下記 b. c. に記載の体制を構築し、役員・従業員に対しては、eラーニング等を通して、適時開示の対象となる重要事実の取り扱いやインサイダー取引等のリスクについて、教育を行っております。また、株主が公平かつ容易に情報にアクセスできるよう、当社ホームページを継続的に改善し、適時開示規則等で開示を求められない事項につきましても情報の充実を図っております。

b. 適時開示担当組織の状況

情報取扱責任者 取締役管理本部長

担当部署名 財務企画部

担当人員 取締役管理本部長他3名

c. 適時開示手続き

(a) 決定事実に関する情報

財務企画部が、情報取扱責任者の指示の下、取締役会をはじめとする重要会議の事務局として付議事項の事前確認と会議内での決定事項の確認を行っており、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成して、取締役会の了承を得て開示します。

(b) 発生事実に関する情報

開示が必要となる可能性のある事実が発生した場合、情報取扱責任者に情報が集約された後、財務企画部の担当者と適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成、代表取締役社長の確認を得て開示します。

(c) 決算に関する情報

財務企画部が主管部門として決算情報の取りまとめと開示書類(決算短信等)の作成を行い、情報取扱責任者のレビューを経て、取締役会で決議されています。決算日後、一か月以内の公表を目標としており、会計基準の変更等特段の障害のない場合においてはそれを実現できております。

(d) 企業集団に関わる適時開示手続き

当社は子会社2社および持分法適用関連会社1社を有しており、それらに関しても適時開示の対象となる可能性があります。子会社各社からは、月次決算書の提出およびグループ内会議を通じた定期的な業況報告を受けており、それに基づいて財務企画部が適時開示の対象となる重要事実の有無を検討し、該当があれば直ちに開示資料を作成、開示します。

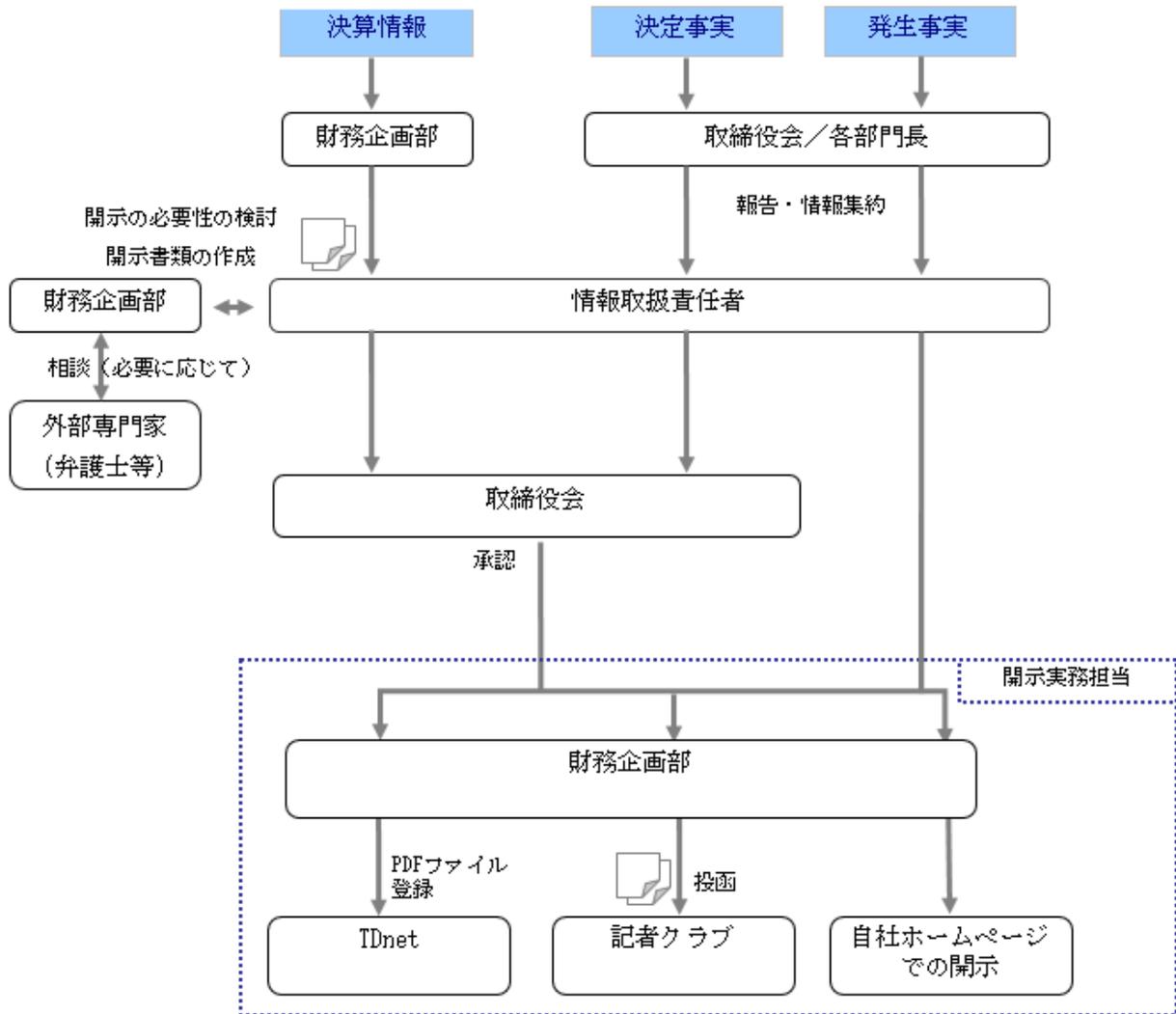
(e) 適時開示手続きに関する事務フロー図

重要事実(決定事実、発生事実、決算情報)の開示までの事務フローは下図の通りです。

d. 適時開示資料等の管理状況

決算短信や適時開示資料、適時開示資料と同様の内容のプレスリリース等TDnet提出資料の当社ホームページへの掲載については、適切にユーザーIDの管理・制限がなされたCMS(コンテンツ・マネジメント・システム)によって管理をしております。TDnetへの開示以前に当該の開示情報が漏えいすることのなきよう、TDnetへの資料公開を確認した後にホームページへの掲載を行う事務フローとなっております。

【適時開示手続きに関する事務フロー図】



【参考資料：模式図】

